

# 障害者差別解消法で

## タク取扱指針案説明

連合会  
タク送委  
タク輸送  
全ケア

全タク連ケア輸送委員会（漢二美委員長）が8日、自動車会館で開かれ、障害者差別解消法のタクシーに関する取り扱い指針案について国土交通省自動車局旅客課の担当者が説明した。同案のパブリックコメント募集は11日まで行われた。

障害者差別解消法は、行政団体や事業者に対して、不当な差別的取り扱いを禁じ、配慮を努力義務として課す。タクシーの取り扱い指針案では、過度な負担とならない場合に提供すべき配慮の例として「全タクシードライバーがユニバーサルドライバー研修を受講」と明記されたことを漢委員長が紹介した。写真。

タクシーでの差別的取り扱いについて①障害者と認識したことによる乗車拒否②盲導犬などの帯同を理由とした乗車拒否③障害者割引の利用や領収書発行の拒否の3点を例示。

一方、乗車を断つても不当ではない事例として①車いすの乗車・固定装置がない場合に、車いすを使ったままでの乗車②大型電動車いすなどが積載できない場合③介助人が頼した。



2件の協力依頼も行われた。内閣府の重村健二参事官補佐が、原子力発電所事故などの際の防災計画について、各県タク協会と地方自治体がタクシーを使った移動困難者の避難協力で協定を結ぶことなどに理解を求めた。交通エコロジー・モビリティ財団が、外国人や障害者との意思疎通に用いる「コミュニケーション支援ボード」の電子化についてのアンケートに協力依頼した。